

令和元年度茨城町健康診査（集団健診）

◆一般的な健康診査

対象者	健診名	内容	負担金	持ち物
19歳～39歳	生活習慣病予防健康診査	問診・身体計測・血圧測定・血液検査（肝機能、血糖等）・尿検査・心電図、眼底（両眼）、貧血検査	1,000円	・健康診査受診券 （生活・社保特定用）
40歳～74歳	特定健康診査 ※国民健康保険被保険者	問診・身体計測・血圧測定・血液検査（肝機能、血糖等）・尿検査・心電図、眼底（両眼）、貧血検査 ※希望により、集団健診・医療機関健診のいずれかを受診できます。	1,000円	・特定健康診査受診券 ・健康保険被保険者証
40歳～74歳	特定健康診査 ※国保以外の健康保険被保険者の被扶養者	問診・身体計測・血圧測定・血液検査・尿検査等 ※ご加入の医療保険により、健診内容・負担金が異なります。		・健康診査受診券 （生活・社保特定用） ・健康保険被保険者証 ・医療保険者発行の特定健康診査受診券
満75歳以上 （健診当日）	高齢者健康診査	問診・身体計測・血圧測定・血液検査（肝機能、血糖等）・尿検査 ※①心電図、眼底（両眼）、貧血検査 ※②血清クレアチニンの追加項目は希望で受診できます。	無料 ※①2,150円 ※② 210円	・後期高齢者健康診査受診券 ・後期高齢者医療被保険者証

※ 各種茨城町健康診査受診券（緑色の封筒）は、6月上旬に発送予定です。

◆一般的な健康診査日程表（お申込み不要、直接健診会場へお越しください）

※対象地区はあくまでも目安です。ご自身の都合のよい日時・会場で受診してください。

健診会場では、生活習慣病予防健康診査・特定健康診査・高齢者健康診査及び希望により結核・肺がん・前立腺がん・大腸がん（容器を配布し後日回収します）・肝炎ウイルス検診が受診できます。

※風しんの抗体検査（対象者：昭和37年4月2日～昭和54年4月1生まれの男性）も健診時に行うことができます。

月日（曜日）	健診会場	対象地区	受付時間	
6月	19日(水)	船渡・東永寺・飯塚・中山・新興・前原・金沢・若宮	午前9時～11時 午後1時～2時30分	
	24日(月)	中石崎公民館 旧広浦小学校体育館	午前9時30分～11時 午後1時～2時30分	
	30日(日)	ゆうゆう館内保健センター	全地区（休日健診） 午前9時～11時 午後1時～2時30分	
7月	2日(火)	旧川根小学校体育館	木部東部・木部西部・木部南部 上飯沼・下飯沼・上飯沼南部・飯沼 午前9時30分～11時30分 午後1時～2時	
	3日(水)	ゆうゆう館内保健センター	野曾・野曾後谷・南栗崎・南川又・越安 蕎麦原・駒渡・千勝 午前9時～11時 午後1時～2時30分	
	11日(木)	奥谷・サンブリーオー谷・桜丘団地・赤坂・下土師		
	12日(金)	宮ヶ崎新農村集落センター	宮ヶ崎・宮ヶ崎第四・第五・第六・宮ヶ崎日進・網掛・昭和 午前9時30分～11時30分 午後1時～2時	
	16日(火)	駒場庁舎（旧駒場小学校）	小堤・駒場・神宿 午前9時～11時 午後1時～2時30分	
	18日(木)		城之内・海老沢・本郷 午後5時～8時	
	19日(金)		全地区（夜間健診）	
8月	25日(木)	ゆうゆう館内保健センター	全地区（早朝健診） 午前7時30分～11時30分 午後1時～2時30分	
	27日(土)		全地区（休日健診） 午前9時～11時 午後1時～2時30分	
	11月	6日(水)	下雨ヶ谷ふるさとコミュニティセンター	上雨ヶ谷・下雨ヶ谷・下座・増山・坂東 生井沢・鳥羽田 午前9時30分～11時30分 午後1時～2時
		7日(木)		小鶴・三島・谷田部 午前9時～11時 午後1時～2時30分
		15日(金)	ゆうゆう館内保健センター	長岡第二・矢頭東・西・北・中丸原 前田第一・第二・第三・東 午前9時～11時 午後1時～2時30分
	12月	18日(月)		
		25日(月)	桜の郷コミュニティセンター	大山原・明光台団地・桜団地・常井・瑞穂 近藤・桜の郷 午前9時30分～11時30分 午後1時～2時
29日(金)			全地区（夜間健診） 午後5時～8時	
30日(土)			全地区（休日健診）	
12月	5日(木)	ゆうゆう館内保健センター	長岡・植農・下郷・上郷・大畑・馬渡 午前9時～11時 午後1時～2時30分	
	12日(木)		秋葉・南島田・神谷・小幡・五里峰・古宿・千貫桜 午後1時～2時30分	
	15日(日)		全地区（休日健診）	

※ 受付時の混乱を避けるため、受付時刻の30分前から番号札を配布します。

※ 日程や料金は、現時点の内容であり、やむを得ず変更になる場合もあります。

後期高齢者医療保険料の軽減が変わります

後期高齢者医療の保険料は、被保険者全員が負担する「均等割額」と被保険者ごとの所得に応じて負担する「所得割額」を合計して、個人単位で計算されます。

所得の少ない方（世帯）や、後期高齢者医療保険に加入する前に「会社などの健康保険（被用者保険）の被扶養者」であった方は、基準に応じて保険料の均等割額や所得割額が軽減されます。

保険料軽減については、制度施行にあたり激変緩和措置がとられていましたが、制度の持続性を高めるため、負担の公平を図り、負担能力に応じた負担を求める観点から、措置を見直すことになりました。

令和元年度は、これまで均等割額が9割軽減となっていた方は、8割軽減に変更になります。そのほか、軽減の条件や期間が下記のとおり変更になります。

なお、令和元年度の保険料の均等割額は39,500円、所得割額は（総所得金額等－基礎控除33万円）×8.00%です。

■平成30年度

① 均等割額の軽減

世帯（被保険者と世帯主）の総所得金額等が次の場合	均等割額の軽減割合	軽減後の均等割額
33万円以下で、被保険者全員が年金収入80万円以下の世帯（その他各種所得がない場合）	9割	3,900円
33万円以下の世帯	8.5割	5,900円
33万円＋「27万5千円×世帯の被保険者数」以下の世帯	5割	19,700円
33万円＋「50万円×世帯の被保険者数」以下の世帯	2割	31,600円

② 加入前に被用者保険の被扶養者であった被保険者の保険料の軽減

所得割額がかからず、均等割額が5割軽減されます（軽減後の年間保険料：19,700円）。



■令和元年度

① 均等割額の軽減

世帯（被保険者と世帯主）の総所得金額等が次の場合	均等割額の軽減割合	軽減後の均等割額
33万円以下の世帯	8.5割	5,900円
33万円以下で、被保険者全員が年金収入80万円以下の世帯（その他各種所得がない場合）	8割	7,900円
33万円＋「28万円×世帯の被保険者数」以下の世帯	5割	19,700円
33万円＋「51万円×世帯の被保険者数」以下の世帯	2割	31,600円

② 加入前に被用者保険の被扶養者であった被保険者の保険料の軽減

所得割額がかからず、加入後2年間に限り均等割額が5割軽減されます（軽減後の年間保険料：19,700円）。

【問合せ先】

保険料の計算について 茨城県後期高齢者医療広域連合 事業課 ☎ 029-309-1213

保険料の納付について 茨城町保険課 ☎ 029-240-7113（直通）